

# 令和元年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

## I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第49条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

## II 調査の対象

### 1 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関の全て（48機関）

\*\*\*\*\*

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（6機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靭化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、人事院及び復興庁

（注1）下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

（注2）二重下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣府の内数として整理。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（8機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（31機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞

検察庁

第6号 会計検査院

（注）1 アイヌ政策推進本部は令和元年5月24日新設、新型コロナウイルス感染症対策本部は令和2年3月26日新設、カジノ管理委員会は令和2年1月7日新設、出入国在留管理庁は平成31年4月1日新設。  
2 令和2年4月1日以降（令和2年12月31日現在）の行政機関の新設改廃又は名称変更はない。

\*\*\*\*\*

## 2 対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの状況について、令和2年3月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は令和2年3月31日時点のものである。）

## III 調査の結果

### 1 個人情報ファイルの状況

#### （1）個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第11条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

調査日現在（令和2年3月31日現在。以下同じ。）個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表1のとおり、76,804ファイルである。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが68,464ファイルと89.1%を占めており、人数の規模別にみると100万人以上の非常に大規模な電算処理ファイルが669ファイル存在する。

表1 個人情報ファイルの状況  
(単位：ファイル、%)

	総 数	100万人以上
計	76,804 (100.0)	740 (1.0)
電算処理	68,464 (89.1)	669
マニュアル処理	8,340 (10.9)	71

#### （2）新たに保有した個人情報ファイル

令和元年度に行政機関で新たに保有することになった個人情報ファイルの数は、表2のとおり、2,771ファイルであり、電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが2,747ファイル、マニュアル処理のものが24ファイルとなっている。

表2 新たに保有した個人情報ファイル  
(単位：ファイル)

総 数	電算処理	マニュアル処理
2,771	2,747	24

#### （3）個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

令和元年度に個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等（データ入力作業など。派遣労働者の活用を含む。）を実施した個人情報ファイルは76,804ファイル中1,769ファイル（2.3%）となっている。

#### (4) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第8条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

令和元年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表3のとおりである。

(注) 利用目的以外の目的のために利用・提供された事例の概要については、資料2-1-1及び2-1-2を参照。

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年 度	個別の法令に基づく場合 (注1)	法定の要件を満たす場合 (注2)
令和元年度	2,733	199
平成30年度	2,436	283

(注) 1. 「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

2. 「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人に提供する場合、②行政機関内部で利用することに相当な理由のある場合、③他の行政機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供することに相当な理由のある場合、④本人の利益や社会公共の利益のための提供など特別の理由のある場合である（法第8条第2項各号）。例えば、社会公共の利益のために提供する例として、官内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

## 2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

### (1) 処理の状況

ア 令和元年度に各行政機関の長（法第46条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）に対して行われた請求事案の件数は、表4のとおり、開示請求が102,909件、訂正請求が40件、利用停止請求が11件となっている。

令和元年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、①新規受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）から事案の移送を受けた件数（注）の合計（開示請求108,017件、訂正請求43件、利用停止請求11件）であり、その処理状況は、以下のとおりとなっている。

(注) 1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられている制度であり、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。  
2. 行政機関の長への事案の移送は、法第21条又は第33条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等個人情報保護法第22条又は第34条の規定に基づき独立行政法人等から行われる場合があり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において開示決定等又は訂正決定等を行わなければならないこととされている。  
3. 行政機関の長から他の機関への事案の移送についても、法第21条又は第33条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第22条又は第34条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表4 開示請求・訂正請求・利用停止請求の処理状況

(単位：件、%)

区分	年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
		新規受付 事案	前年度か らの持ち 越し事案	他機関か ら移送を 受けた事 案	計	処理を終 了した事 案	取下げ事 案	他機関に 全部を移 送した事 案	処理中事 案（次年 度持ち越 し）
開示 請求	令和元年度	102,909	5,041	67	108,017 (100)	103,291 (95.6)	646 (0.6)	10 (0.0)	4,070 (3.7)
	平成30年度	98,946	4,229	135	103,310 (100)	97,353 (94.2)	745 (0.7)	20 (0.0)	5,192 (5.0)
訂正 請求	令和元年度	40	3	0	43 (100)	42 (97.7)	1 (2.3)	0 (0)	0 (0)
	平成30年度	103	4	0	107 (100)	101 (94.4)	2 (1.9)	0 (0)	4 (3.7)
利用 停止 請求	令和元年度	11	0		11 (100)	9 (81.8)	0 (0)		2 (18.2)
	平成30年度	53	0		53 (100)	51 (96.2)	2 (3.8)		0 (0)

- (注) 1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、調査日現在の処理の状況を示している。
2. 1件の請求事案の一部について開示、訂正又は利用停止決定等を行っていても、残りの部分についてこれらの決定を行っていない場合には、「処理中事案（次年度持ち越し）」に計上している。
3. 「取下げ事案」とは、行政機関が請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。
4. 「他機関に全部を移送した事案」は、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示・訂正決定等をする必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関において「他機関から移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた事案」に計上されている。
5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた事案」の件数と「他機関に全部を移送した事案」の件数とは一致しない。
6. 平成30年度に請求がされた段階では1件としていた事案を令和元年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和元年度の「前年度からの持ち越し事案」と平成30年度の「処理中事案（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

イ 受け付けた訂正又は利用停止請求について、請求内容の内訳をみると、表5のとおりくなっている。

表5 新規受付に係る訂正又は利用停止請求の請求内容別内訳

(単位：件)

年 度	訂 正 請 求			利 用 停 止 請 求				
	事案	内容別内訳			事案	内容別内訳		
		訂正	追加	削除		利用の 停止	消去	提供の 停止
令和元年度	40	23	6	14	11	3	8	1
平成30年度	103	98	5	6	53	6	35	18

(注) 1件の請求事案において複数の請求内容に該当するものがあるため、「事案」の件数と「内容別内訳」の合計件数は一致しない。

## (2) 開示、訂正又は利用停止決定等の状況

ア 令和元年度には、開示決定等104,512件、訂正決定等42件、利用停止決定等9件の決定が行われており、これらの状況は、表6のとおりである。

なお、開示決定されたものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの（法第16条に基づく裁量的開示）はみられなかった。

表6 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

（単位：件、%）

区分	年 度	合計	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、 不訂正又は 不利用停止 決定	（開示決定 されたもの のうち） 裁量的開示
			小計	全部	一部		
開示 請求	令和 元年度	104,512 (100)	101,399 (97.0)	49,054 (46.9)	52,345 (50.1)	3,113 (3.0)	0 (0)
	平成 30年度	97,531 (100)	95,366 (97.8)	46,499 (47.7)	48,867 (50.1)	2,165 (2.2)	0 (0)
訂正 請求	令和 元年度	42 (100)	13 (31.0)	7 (16.7)	6 (14.3)	29 (69.0)	
	平成 30年度	103 (100)	16 (15.5)	5 (4.9)	11 (10.7)	87 (84.5)	
利用 停止 請求	令和 元年度	9 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (100)	
	平成 30年度	51 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	51 (100)	

（注）開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の開示、訂正又は利用停止決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているものがあることから、表6の「合計」の件数と表4の「処理を終了した事案」の件数とは一致しない。

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から30日以内に決定をしなければならない（法第19条第1項、第31条第1項、第40条第1項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる（法第19条第2項、第31条第2項、第40条第2項）こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から60日以内にその全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている（法第20条）。

また、訂正又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当な期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限を通知することとされている（法第32条、第41条）。

令和元年度に行われた開示、訂正又は利用停止決定等に係る状況についてみると、表7のとおりとなっており、延長手続を探らなかった事案で30日以内に決定されなかつたものが開示請求事案で39件、期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに決定されなかつたものが開示請求事案で1件みられる。

なお、延長手続を探った事案のうち延長した期限までに決定されなかつたものはなかつた。

表7 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

区分	年 度	開示、訂正又は利用停止決定等の総数	計		延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの		期限の特例を適用したもの	
			期限内に決定がされたもの (①③⑤の合計)	期限を超過したもの (②④⑥の合計)	期限内に決定がされたもの (①)	期限を超過したもの (②)	期限内に決定がされたもの (③)	期限を超過したもの (④)	期限内に決定がされたもの (⑤)	期限を超過したもの (⑥)
開示請求	令和元年度	104,512 (100)	104,472 (100)	40 (0.0)	98,985 (94.7)	39 (0.0)	5,368 (5.1)	0 (0)	119 (0.1)	1 (0.0)
	平成30年度	97,531 (100)	97,509 (100)	22 (0.0)	92,663 (95.0)	20 (0.0)	4,776 (4.9)	2 (0.0)	70 (0.1)	0 (0)
訂正請求	令和元年度	42 (100)	42 (100)	0 (0)	27 (64.3)	0 (0.0)	15 (35.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	平成30年度	103 (100)	102 (99.0)	1 (1.0)	78 (75.7)	1 (1.0)	23 (22.3)	0 (0)	1 (1.0)	0 (0)
利用停止請求	令和元年度	9 (100)	9 (100)	0 (0)	7 (77.8)	0 (0)	2 (22.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	平成30年度	51 (100)	51 (100)	0 (0)	35 (68.6)	0 (0)	16 (31.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

ウ 請求事案について、期限を超過したものを機関別にみると、表8-1及び8-2のとおりとなっており、期限内に決定されなかつた理由については担当部署の業務多忙、事案進行管理の不備等の理由が挙げられている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と開示、訂正又は利用停止請求の対象となる保有個人情報を保有し開示、訂正又は利用停止決定等を行う担当課等との連携により、事案処理についての的確な見通しを立てることを含めた進行管理を徹底することなどにより改善することが必要である。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理が徹底されるように努める。

表8-1 期限を超過したものの行政機関別内訳

(延長手続を採らなかつた事案で、30日以内に決定がされなかつたもの)

区分	行政機関名	件数(件)
開示請求	出入国在留管理庁	39

(注) 各事案の概要是、資料2-2-4を参照。

表8-2 期限を超過したものの行政機関別内訳

(期限の特例を適用した事案で、期限までに決定がされなかつたもの)

区分	行政機関名	件数(件)
開示請求	厚生労働省	1

(注) 各事案の概要是、資料2-2-6を参照。

エ 令和元年度に行われた開示、訂正又は利用停止決定等において、全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由をみると、表9のとおりとなっている。

表9 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由

(単位：件、%)

区分	年 度	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理 由 の 内 訳				
			不開示情報に該当	保有個人情報不存在	保護法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示決定等	令和元年度	55,458 (100)	52,944 (95.5)	2,090 (3.8)	794 (1.4)	82 (0.1)	409 (0.7)
	平成30年度	51,032 (100)	48,855 (95.7)	2,507 (4.9)		77 (0.2)	343 (0.7)
区分	年 度	全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案の件数	理 由 の 内 訳				
			行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続が定められていることによるもの	その他	
訂正決定等	令和元年度	35 (100)	25 (71.4)	0 (0)	0 (0)	10 (28.6)	
	平成30年度	98 (100)	92 (93.9)	0 (0)	4 (4.1)	2 (2.0)	
利用停止決定等	令和元年度	9 (100)	4 (44.4)	0 (0)	0 (0)	5 (55.6)	
	平成30年度	51 (100)	47 (92.2)	0 (0)	0 (0)	4 (7.8)	

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案の件数」及び「全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案の件数」の件数と「理由の内訳」の合計は一致しない。

2. 「開示決定等」区分の「保護法の適用除外」欄については、これまで「保有個人情報不存在」の内数としていたものについて、今年度調査から新たな分類を設けたもの。
3. 「訂正決定等」及び「利用停止決定等」区分の「行政機関の長の判断によるもの」は、請求に理由があると認められなかつたことなどを理由とするものである。
4. 「その他」は、請求の形式上の不備（請求手数料の未納等）などを理由とするものである。

オ 開示決定等において、全部又は一部を不開示とした理由を「不開示情報に該当するとしたもの」について法第14条各号の不開示情報のいずれに該当するとしているか、また、訂正又は利用停止決定等において、全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした理由を「行政機関の長の判断によるもの」としたものについて、その内訳をみると、表10のとおりとなっている。

表10 全部又は一部を不開示とした理由のうち不開示情報に該当するとしたもの及び全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳  
(単位：件、%)

区分	不開示情報に該当するとしたもの(再掲)	内 訳	
開示決定等	52,952 (100)	第1号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	79 ( 0.1 )
		第2号 請求者以外の個人に関する情報	9,793 (18.5)
		第3号 法人等に関する情報	6,432 (12.1)
		第4号 国の安全等に関する情報	23 ( 0.0 )
		第5号 公共の安全等に関する情報	1,126 ( 2.1 )
		第6号 審議、検討等に関する情報	1,543 ( 2.9 )
		第7号 事務又は事業に関する情報	46,851 (88.5)
区分	行政機関の長の判断によるもの (再掲)	内 訳	
訂正決定等	25 (100)	評価に関するもの	2 ( 8.0 )
		請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	12 (48.0)
		訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	5 (20.0)
		調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	7 (28.0)
利用停止決定等	4 (100)	違法に取得したものではないもの	1 (25.0)
		法第3条第2項の規定に違反していないもの	3 (75.0)
		利用目的以外の目的で利用されていないもの	3 (75.0)
		利用目的以外の目的で提供されていないもの	4 (100.0)
		マイナンバー法の規定に違反していないもの	1 (25.0)
		個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0)
		事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するとしたものがあるため、「不開示情報に該当するとしたもの(再掲)」の件数及び「行政機関の長の判断によるもの(再掲)」の件数と「内訳」の合計件数は一致しない。

### (3) 審査請求の状況

ア 開示、訂正又は利用停止決定等又は請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長（法第46条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求をすることができる。

令和元年度に行われた審査請求の状況をみると、表11のとおりとなっている。

表11 審査請求の件数

区分	年 度	審査請求の件数（件）
開示決定等	令和元年度	261
	平成30年度	224
訂正決定等	令和元年度	24
	平成30年度	44
利用停止決定等	令和元年度	4
	平成30年度	33

イ 審査請求の理由をみると、表12のとおり、開示決定等では不開示情報に該当することに対するものが最も多く168件となっている。

また、訂正決定等又は利用停止決定等については、行政機関の長の判断に対するものが全体のほとんどを占める。

表12 審査請求の理由

（単位：件）

区分	総数	不開示決定に対する審査請求				開示決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	事案の移送、期限の延長に対する審査請求	決定内容に関わりのない事項に対する審査請求
		不開示情報に該当することに対するもの	保有個人情報の不存在に対するもの	存否応答拒否に対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの				
開示決定等	261	168	36	5	18	58	14	4	5
区分	総数	不訂正又は不利用停止の決定に対する審査請求				訂正決定又は利用停止決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	事案の移送、期限の延長に対する審査請求	決定内容に関わりのない事項に対する審査請求
		行政機関の長の判断に対するもの	保有個人情報の不存在に対するもの	他の法令で特別の手続が定められていることに対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの				
訂正決定等	24	23	0	0	0	14	0	0	0
利用停止決定等	4	2	0	0	0	2	0	0	0

(注) 1. 1件の審査請求において、複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、「総数」と各項目の合計とは一致しない。

2. 「開示決定に対する審査請求」は、開示請求した保有個人情報と決定された情報が異なる、他にも対象となる個人情報があるはずであるなどの事案である。
3. 「訂正決定又は利用停止決定に対する審査請求」は、訂正又は利用停止部分に対し、請求した保有個人情報と訂正又は利用停止された情報が異なるといった事案である。

ウ 法第43条において、審査請求を受けた行政機関の長は、審査請求が不適法であるとして却下する場合と、審査請求の全部を認容する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

（注）行政機関の長（会計検査院の長を除く。）は総務省情報公開・個人情報保護審査会に、会計検査院の長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に、それぞれ諮問することとされている。令和元年度は、会計検査院の長が処理すべき審査請求事案（表13～16及び18関係）はなく、また、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における諮問・答申等の実績（表20関係）もない。

令和元年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案について、その処理状況をみると、表13のとおりとなっている。

表13 審査請求事案の処理状況

（単位：件、%）

区分	年 度	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中（次年 度に持ち越し）
開示決定等	令和元年度	480 (100)	178 (37. 1)	3 (0. 6)	299 (62. 3)
	平成30年度	419 (100)	198 (47. 4)	2 (0. 5)	219 (52. 1)
訂正決定等	令和元年度	70 (100)	8 (11. 4)	0 (0)	62 (88. 6)
	平成30年度	87 (100)	42 (48. 3)	0 (0)	45 (51. 7)
利用停止決 定等	令和元年度	35 (100)	24 (68. 6)	0 (0)	11 (31. 4)
	平成30年度	50 (100)	18 (36. 0)	1 (2. 0)	31 (62. 0)

エ 令和元年度において、裁決により処理を終了した事案について、その状況をみると、表14のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものはなかった。

表14 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

区分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮詢しないで裁決を行ったもの	20	—	4	—	16	0
	審査会に諮詢し、答申を受けて裁決を行ったもの	158	96	8	54	—	0
	計	178 (100)	96 (53.9)	12 (6.7)	54 (30.3)	16 (9.0)	0 (0)
訂正決定等	審査会に諮詢しないで裁決を行ったもの	0	—	0	—	0	0
	審査会に諮詢し、答申を受けて裁決を行ったもの	8	8	0	0	—	0
	計	8 (100)	8 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
利用停止決定等	審査会に諮詢しないで裁決を行ったもの	0	—	0	—	0	0
	審査会に諮詢し、答申を受けて裁決を行ったもの	24	24	0	0	—	0
	計	24 (100)	24 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

才 令和元年度における審査請求の処理日数の状況をみると、審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数については、表15のとおりとなっている。

表15 審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数

(単位：件、%)

区分	年 度	裁決により処理を終了した件数	審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数				
			90日以内	90日超半年以内	半年超9か月以内	9か月超1年以内	1年超
開示決定等	令和元年度	178 (100)	10 (5.6)	9 (5.1)	27 (15.2)	44 (24.7)	88 (49.4)
	平成30年度	198 (100)	14 (7.0)	35 (17.7)	36 (18.2)	25 (12.6)	88 (44.4)
訂正決定等	令和元年度	8 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (37.5)	5 (62.5)
	平成30年度	42 (100)	3 (7.1)	14 (33.3)	1 (2.4)	0 (0)	24 (57.1)
利用停止決定等	令和元年度	24 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (4.2)	10 (41.7)	13 (54.2)
	平成30年度	18 (100)	0 (0)	16 (88.9)	0 (0)	0 (0)	2 (11.1)

カ 審査請求事案については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に照らすと、できる限り迅速に処理されることが求められている。このため、審査会に諮問すべき事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）に基づく開示決定等に対する審査請求事案の取扱いにも十分留意しつつ、速やかに諮問される必要がある。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の審査会への諮問については、各府省申合せにより、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行うこととされている。

審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の審査請求を受けてからの経過日数については、表16のとおりとなっている。

表16 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

区分	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数	
	審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数		審査請求を受けてからの経過日数	
	90日超		90日超	
開示決定等	212 (100)	18 (8.5)	53 (100)	39 (73.6)
訂正決定等	53 (100)	0 (0)	7 (100)	2 (28.6)
利用停止決定等	14 (100)	0 (0)	0 (100)	0 (0)

(注) 「処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等の件数」には、処理方針の検討の結果、審査会への諮問を要しない事案として、今後裁決（却下、認容）が行われる可能性があるもの及び既に裁決の準備が進められているものを含む。

キ ①審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②審査請求を受けてからの経過日数が90日超のものについて機関別にみると、表17-1及び17-2のとおりとなっている。

諮問までに長期間を要している理由としては、担当部署の業務多忙、複数の審査請求等を同時に処理しており事実確認、対応方法の検討に時間を要していることなどが挙げられている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理が徹底されるよう努める。

表17-1 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

区分	行政機関名	件数(件)
開示決定等	総務省	1
	法務省	1
	出入国在留管理庁	3
	厚生労働省	5
	特許庁	1
	防衛省	7
	計	18

(注) 各事案の概要は、資料2-2-8を参照。

表17-2 処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、審査請求を受けてからの経過日数が90日超のもの

区分	行政機関名	件数(件)
開示決定等	防衛省	39
訂正決定等	防衛省	2

(注) 各事案の概要は、資料2-2-9及び2-2-21を参照。

ク 審査会の答申を受けての裁決についても、上記カと同様に、速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから裁決をした日までに要した日数及び調査日現在で裁決の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表18のとおりとなっている。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の答申後の裁決については、各府省申合せにより、原処分を妥当とする答申などにあっては30日以内、他の事案についても特段の事情のない限り60日以内に行うこととされている。

表18 答申を受けてから裁決までの期間等

(単位:件、%)

区分	審査会の答申を受けて裁決を行った 件数		審査会の答申を受けて裁決の準備中の 件数	
	答申を受けてから裁決を した日までに要した日数		答申を受けてからの経過日数	
	60日超		60日超	
開示決定等	158 (100)	7 (4.4)	16 (100)	6 (37.5)
訂正決定等	8 (100)	1 (12.5)	1 (100)	0 (0)
利用停止決定等	24 (100)	3 (12.5)	3 (100)	0 (0)

ケ ①答申を受けてから裁決をした日までに要した日数が60日超のもの及び②答申を受けてからの経過日数が60日超のものについて、機関別にみると、表19-1及び19-2のとおりとなっている。

裁決までに長期間を要している理由としては、担当部署の業務多忙、複数の審査請求等を同時に処理しており事実確認、対応方法の検討に時間を要していることなどが挙げられている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、進行管理が徹底されるように努める。

表19-1 答申を受けてから裁決をした日までに要した日数が60日超のもの

区分	行政機関名	件数(件)
開示決定等	出入国在留管理庁	2
	経済産業省	1
	防衛省	4
	計	7
訂正決定等	金融庁	1
利用停止決定等	法務省	3

(注) 各事案の概要是、資料2-2-10、2-2-22及び2-2-33を参照。

表19-2 裁決の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が60日超のもの

区分	行政機関名	件数(件)
開示決定等	防衛省	6

(注) 各事案の概要是、資料2-2-11を参照。

#### (4) 審査会における審査状況

審査会では、行政機関の長からの諮問に応じ、審査請求について調査審議を行うこととされている。

審査会における審査の状況は、表20のとおりとなっている。

表20 審査会における審査状況

(単位：件、%)

区分	審査会	新規 諮問 件数	前年度 からの 持ち越 し件数	計	答申 件数	答申類型			取下げ られた 件数	次年度 に持ち 越した 件数
						諮問庁の判 断は妥当で あるとしたも の	諮問庁の判 断は一部 妥当でない としたもの	諮問庁の判 断は妥當で ないとした もの		
開示 決定 等	総務省	213	106	319	141 (100)	84 (59.6)	47 (33.3)	10 (7.1)	4	174
	会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	213	106	319	141 (100)	84 (59.6)	47 (33.3)	10 (7.1)	4	174
訂正 決定 等	総務省	20	4	24	7 (100)	7 (100)	0 (0)	0 (0)	0	17
	会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	4	24	7 (100)	7 (100)	0 (0)	0 (0)	0	17
利用 停止 決定 等	総務省	10	16	26	22 (100)	22 (100)	0 (0)	0 (0)	0	4
	会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	16	26	22 (100)	22 (100)	0 (0)	0 (0)	0	4

(注) 1. 諒問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合、また、1件の審査請求事案を分割して審査会に諮問する場合があり、表16の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは一致しない。

2. 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

## (5) 訴訟の状況

令和元年度における開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表21のとおり、新たに6件が地方裁判所に提起されている。この6件及び前年度から係属している10件の計16件のうち、6件について判決が出されている。

また、地方裁判所（第一審）の判決を不服として高等裁判所に控訴された2件及び前年度から係属している1件の計3件のうち、2件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告されたもの4件及び前年度から係属している2件の計6件のうち、3件について判決が出されている。

表21 行政機関個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位：件)

		令和元年度	平成30年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	6	13
	前年度から係属	10	6
	係属 計	16	19
	判決	6	7
	取下げ	4	0
	審理中(次年度に持ち越し)	6	12
高等裁判所 (控訴審)	控訴	2	6
	前年度から係属	1	2
	係属 計	3	8
	判決	2	6
	取下げ	1	0
	審理中(次年度に持ち越し)	0	2
最高裁判所 (上告審)	上告	4	3
	前年度から係属	2	1
	係属 計	6	4
	判決	3	0
	取下げ	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	3	4

(注) 訴訟の概要については、資料2-2-35を参照。

### 3 安全確保措置の運用状況

#### (1) 個人情報の不適正管理事案の状況

令和元年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「個人情報の不適正管理事案」という。）の件数は、表22のとおり、1,200件であり、このうち、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）が442件（36.8%）となっている。

また、配送事故を除いた個人情報の不適正管理事案は、758件となっており、前年度より増加している。これらの事案を発生形態別にみると、誤送付・誤送信が319件（42.1%）と最も多くなっており、次いで、紛失159件（21.0%）、誤交付115件（15.2%）となっている。

表22 個人情報の不適正管理事案の件数（発生形態別）

（単位：件、%）

年 度	個人情報の不適正管理事案の件数													
	配 送 事 故 以 外								配 送 事 故					
	発 生 形 態 別													
	誤送付 ・ 誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネッ ト上に 誤って 流出	不正アクセス・ 不正プログラム	インターネット 上への 流出を 確認	盗難	その他	誤送付 ・ 誤送信	紛失			
令和 元年度	1,200 [100]	758 [63.2] (100)	319 (42.1)	115 (15.2)	99 (13.1)	159 (21.0)	8 (1.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	11 (1.5)	46 (6.1)	442 [36.8] (100)	422 (95.5)	20 (4.5)
平成 30年度	1,121 [100]	657 [58.6] (100)	226 (34.4)	101 (15.4)	66 (10.0)	181 (27.5)	24 (3.7)	0 (0)	0 (0)	17 (2.6)	42 (6.4)	464 [41.4] (100)	453 (97.6)	11 (2.4)

#### (2) 個人情報の種類及び事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報の種類及び事案の規模の内訳は、表23のとおりであり、事案に係る個人情報に含まれる本人（個人情報によって識別される特定の個人）の数の規模別にみると、5人以下のものが、1,010件（84.2%）と最も多くなっているが、1,000人を超えるものもみられる。

表23 個人情報の不適正管理事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、%）

年 度	個人情報の不適正管理事案の件数(再掲)								
	情 報 の 種 類			本 人 の 数					
	国民等 及び職員	国民等	職員	1人～ 5人	6人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 1,000人	1,001 人～	
令和元年度	1,200 (100)	61 (5.1)	1,088 (90.7)	51 (4.3)	1,010 (84.2)	117 (9.8)	20 (1.7)	39 (3.3)	14 (1.2)
平成30年度	1,121 (100)	74 (6.6)	1,002 (89.4)	45 (4.0)	933 (83.2)	123 (11.0)	26 (2.3)	27 (2.4)	12 (1.1)

### (3) 個人情報の不適正管理事案の発生元

令和元年度における個人情報の不適正管理事案の発生元をみると、表24のとおり、行政機関の管理下で発生した件数が788件（65.7%）、委託先の管理下で発生した件数は412件（34.3%）である。

表24 個人情報の不適正管理事案の発生元

(単位：件、%)

	令和元年度	平成30年度
個人情報の不適正管理事案の件数(再掲)	1,200 (100)	1,121 (100)
行政機関が管理	788 (65.7)	703 (62.7)
委託先が管理	412 (34.3)	417 (37.2)

(注) 一部の事案について発生元が不明で分類できない場合があるため、「個人情報の不適正管理事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

### (4) 個人情報の不適正管理事案への対応状況

令和元年度における個人情報の不適正管理事案への対応状況についてみると、表25のとおり、「再発防止策」、「本人等への情報提供」、「情報の回収」などとなっている。

表25 個人情報の不適正管理事案への対応状況

(単位：件、%)

	令和元年度	平成30年度
個人情報の不適正管理事案の件数 (再掲)	1,200 (100)	1,121 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	765 (63.8)
	事案の公表	69 (5.8)
	情報の削除等の措置依頼	127 (10.6)
	情報の回収	730 (60.8)
	関係者の処分等	63 (5.3)
	委託契約の解除等	1 (0.1)
	再発防止策	1,100 (91.7)
	その他	25 (2.1)
	上記以外に対応中又は対応を検討中	16 (1.3)
		20 (1.8)

- (注) 1. 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、「個人情報の不適正管理事案の件数」と「事案への対応状況」の各項目の件数の合計とは一致しない。  
 2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分等を行ったものをいう（表26参照）。  
 3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。  
 4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日現在において、対応中又は対応策を検討中であるものをいう。

### (5) 関係者の処分等

令和元年度における個人情報の不適正管理事案に係る関係者の処分等は、表26のとおり、63件（個人情報の不適正管理事案全体の5.3%）となっている。

その内訳としては、訓告、厳重注意など懲戒処分以外の措置が62件、懲戒処分が1件である。

表26 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	個人情報の不適正管理事案の件数（再掲）						(参考) 関係者の処分等 実施機関数	
	関係者の処分等（再掲）							
	刑事告発	うち保護法の罰則要件に該当	懲戒処分	訓告、厳重注意など懲戒処分以外の措置				
令和元年度	1,200 (100)	63 (5.3)	0 (0)	0 (0)	1 (0.1)	62 (5.2)	7機関（個人情報の不適正管理事案のある機関は23）	
平成30年度	1,121 (100)	63 (5.6)	0 (0)	0 (0)	4 (0.4)	59 (5.3)	8機関（個人情報の不適正管理事案のある機関は24）	

#### (6) 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

令和元年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟について、前年度から継続している2件（法務省）のうち、1件について判決が出されている。

(注) 訴訟の概要については、資料2-2-36を参照。

#### 4 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各行政機関における個人情報の適切な管理を図るため、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各行政機関では、指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

- 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000579982.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000579982.pdf)

(参考)

- 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000579983.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000579983.pdf)

#### (1) 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ隨時に監査を行うことを求めている。

令和元年度に監査を実施したのは、調査対象48機関のうち45機関（93.8%）である。

(注) 監査を実施していない理由については、資料2-3-2を参照。

これらの監査についてみると、表27のとおり、措置を要する事項があると指摘されたものは13機関、措置を要する事項がないとされたものは32機関である。

表27 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関数、%)

年 度	要措置事項のある機関	監査の実施機関数					要措置事項なし	
		全部措置済み	未措置事項がある場合			監査直後のため方針未定		
			対応予定あり	対応予定なし	監査直後のため方針未定			
令和元年度	45 [100]	13 [28.9] (100)	7 (53.8)	6 (46.2)	0 (0)	0 (0)	32 [71.1]	
平成30年度	45 [100]	13 [28.9] (100)	8 (61.5)	5 (38.5)	0 (0)	0 (0)	32 [71.1]	

(注) 各行政機関における主たる監査担当部局の名称は、資料2-3-1を参照。

## (2) 点検の状況

指針では、監査とともに、各行政機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ隨時に点検を行うことを求めている。

令和元年度においては、各行政機関に置かれている保護管理者25,752人のうち点検を実施した保護管理者は25,013人（97.1%）である。

## (3) 職員に対する教育研修の状況

令和元年度に各行政機関において、表28のとおり、23,506回の教育研修が実施されている。

表28 教育研修の実施状況

年 度	教育研修の回数（回）
令和元年度	23,506
平成30年度	25,931